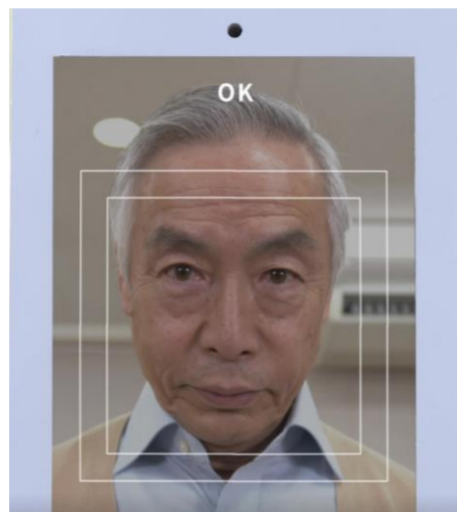


先行導入医療機関  
マイナンバーカード健康保険証利用

# 休日歯科応急診療所 障がい者歯科診療所では マイナンバーカードを 健康保険証として利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として  
利用すると顔認証での受け付けが可能となり  
ます  
※暗証番号での認証も可能

利用開始日 令和3年 8月 4日

ご持参いただくもの



マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

マイナンバーカードをお持ちの方は、是非ご持参ください  
※通常通り、健康保険証のみのご持参でも問題ございません



健康保険証



その他いつも持参している証書

※いつも持参している証書(下例)は、すべてご持参ください

- 公費負担医療受給者証
- 乳幼児医療費証
- 介護保険証

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証 等

是非、先行導入医療機関での  
マイナンバーカード健康保険証利用にご協力ください！